

平成17年5月24日

各 位

会 社 名 京セラ株式会社
代表者名 取締役社長 西口 泰夫
(コード番号 6971 東証・大証 第1部)
問合せ先 財務部長 豊谷 晃彦
(TEL (075)604-3500)

移転価格課税更正処分に対する異議申立てについて

京セラ株式会社は、本年3月28日、大阪国税局より、移転価格課税に基づく更正処分の通知を受領しました。この更正処分について、これまでさまざまな観点から検討してまいりましたが、本日、当局に対し異議申立てを行いましたので、お知らせいたします。

なお、当該更正処分の対象期間は、平成11年3月期から平成15年3月期までの5年間であり、更正を受けた所得金額は243億円で、追徴税額は、地方税等を含め合計127億円です。

以 上